

第159回 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2024年6月21日（金）
午前10時

開催
場所

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
当社会議室

■ 招集ご通知につきまして

- ・ 招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。
- ・ 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類と事業報告の一部をご送付しております。
- ・ 書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

目次

- ごあいさつ
 - 第159回定時株主総会招集ご通知
 - 株主総会参考書類
 - 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告書
- 株主総会会場ご案内図

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに「令和6年能登半島地震」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を6月21日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは2022年4月から「成長」と「サステナブル」を基本方針とする3か年の「中期経営計画2025」がスタートし、京三グループと社会の持続的成長に向けた取り組みを進めております。

「中期経営計画2025」の折り返しの年である2023年度は、成長のための事業基盤を確立し、利益を生み出せる企業体質に向けた各戦略に取り組んでまいりました。2024年度は「中期経営計画2025」の総仕上げの年となります。グループ一丸となって、目標達成に向け邁進してまいります。

なお、本定時株主総会終了後には、電子連動装置による鉄道模型の制御やホームドア、交通信号機などの展示会を予定しております。当社の製品や技術へのご理解を深めていただければ、幸いに存じます。

当日は株主の皆様のご来場を心よりお待ちしております。今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員

國澤 良治



招集ご通知

(証券コード 6742)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)

株 主 各 位

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
株式会社 京 三 製 作 所
代表取締役 國 澤 良 治
社長執行役員

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の右記ウェブサイトに「第159回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
(右記の東証ウェブサイトからご確認される場合は、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)
なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照のうえ、3~4ページに記載の方法により2024年6月20日(木曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年6月21日(金曜日) 午前10時
2. 場 所	横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	1. 第159期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
報告事項	2. 第159期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類の他、事業報告の一部(1.企業集団の現況に関する事項(1)~(4)まで)をご送付しております。
- 書面交付請求された株主様に対して交付する書面には、法令および当社定款に基づき、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」は記載していません。
- 株主様にご送付する書面は、いずれも監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正後の事項、修正した旨および修正前の事項を掲載いたします。

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

郵送（書面）による議決権の行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2024年6月20日（木）午後5時到着分まで**

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分は取り扱いを休止します。）▶▶詳細は次頁をご覧ください

行使期限 **2024年6月20日（木）午後5時入力完了分まで**

当日ご出席の株主様



議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

● 資源節約のため、この「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 **2024年6月21日（金）午前10時**



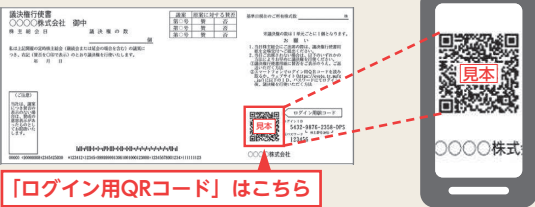
インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 **2024年6月20日（木）午後5時入力完了分まで**

QRコードを読み取る方法

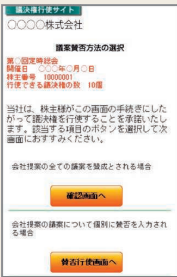
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1** 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



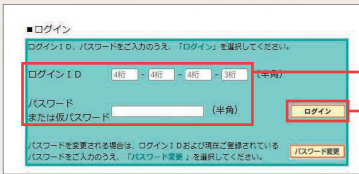
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック



議決権行使ウェブサイトのログインIDおよび仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

- 3** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク） ☎ **0120-173-027**

通話料無料
受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社「C」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2024年6月21日（金） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2 ご視聴の方法

① パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLをアドレスバーに直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用ウェブサイトURL <https://6742.ksoukai.jp>



② 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。なお、ライブ配信視聴のID・パスワードは、4ページに記載している議決権行使ウェブサイトのID・パスワードとは異なりますので、ご注意ください。

議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

ご登録の住所・郵便番号

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

議案	原案に対する賛否
第○号	賛 否
第○号	賛 否
第○号	賛 否

基単日現在のご所有株式数 株

※議決権の数は1単元ごとに1個となります。

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を含め受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご議決権を行使ください。
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evote.tr.nufg.jp/>)に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

ログイン用QRコード

ログインID 5432
パスワード 9876-2358
（※パスワードはハイフンで区別）

〇〇〇〇株式会社

ID

議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」（8桁の半角数字）

パスワード

2024年3月末（基準日）時点における
**株主名簿上の
ご登録住所の「郵便番号」**
（ハイフンを除く7桁の半角数字）

※ライブ配信を視聴される際に、パスワード（郵便番号）、ID（株主番号）が必要になります。
議決権行使書を投函される前に、必ずお手元にお控えください。

3 ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kyosan.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3ページから4ページにてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

コールセンター開設期間とお問い合わせ先電話番号のご案内

ライブ配信に
関するお問い合わせ

株式会社バイキューブ

03-6833-6290

受付時間

株主総会当日（2024年6月21日）午前9時から
株主総会終了時刻まで

事後配信

当社Webサイトにて事後配信いたします。

URL <https://www.kyosan.co.jp/ir/stock02.html>

公開期間 2024年7月1日（月曜日）～8月31日（土曜日）まで



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、「中期経営計画2025」を推進するための必要な投資と、中長期的な利益水準に応じた安定的な株主還元をバランスよく配分することで、株主資本の適正化と健全な株主還元を実施してまいります。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針と当期の連結業績を総合的に勘案し、2024年5月13日に「剰余金の配当に関するお知らせ」で開示したとおり、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより1株当たりの年間配当金は、すでに実施済みの中間配当金5円とあわせて20円となり、前期より2円増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金15円 総額941,164,320円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月24日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであり、その候補者は以下のとおりであります。取締役の員数につきましては経営と執行の分離による監督・モニタリング機能の強化およびガバナンスの透明性・公正性の向上を図るため、取締役1名を減員し、社内取締役2名および社外取締役4名の計6名（1名新任）となります。その結果、取締役の員数の過半数が独立社外取締役となります。

各取締役候補者は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者（6名）

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への 出席状況 (第159期)
1	くにさわ 良治 再任	代表取締役社長執行役員 (内部監査室、R&Dセンター担当)	15回中15回 (100%)
2	おの 徹 再任	代表取締役専務執行役員 (グループ統括、コーポレート戦略室統括、ITシステム統括部担当)	15回中15回 (100%)
3	すみ谷 裕史 再任 社外 独立	取締役 取締役会議長	15回中15回 (100%)
4	きたむら 美穂子 再任 社外 独立	取締役	15回中15回 (100%)
5	ささ 宏行 再任 社外 独立	取締役 指名・報酬委員会委員長	15回中15回 (100%)
6	ながい 朝子 新任 社外 独立	—	—

(注)永井朝子氏が取締役に選任された場合、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任する予定であります。

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者
番号

1

くに さわ りょう じ
國澤 良治

(1961年12月5日生)

再任



- 所有する当社株式の数
139,300株
- 取締役会出席回数
15回／15回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社取締役
2011年10月	当社信号事業部第4技術部長	2020年12月	京三システム(株)代表取締役社長
2014年 4 月	当社執行役員	2022年 4 月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2019年 4 月	当社常務執行役員 当社信号事業部長		

当社における地位および担当

代表取締役社長執行役員(内部監査室、R&Dセンター担当)

取締役候補者とした理由

國澤良治氏は、主に信号事業部における豊富な業務経験を経て、信号事業部長として同事業部を牽引するとともに、2019年に当社取締役に就任し、グループ経営に参画してまいりました。2022年4月には代表取締役社長に就任し、事業に関する豊富な経験と知見を活かしてグローバルに事業を展開するなど、当社グループの経営を牽引しております。これらが当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

お の でら とおる
小野寺 徹

(1955年6月28日生)

再任



- 所有する当社株式の数
233,900株
- 取締役会出席回数
15回／15回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1979年 5 月	当社入社	2012年 4 月	当社常務執行役員
2000年10月	当社半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)管理部長	2012年 6 月	当社取締役
2007年 4 月	当社執行役員 当社総務部長	2015年 4 月	当社専務執行役員(現任)
2009年 4 月	当社人事部長	2018年 6 月	当社代表取締役(現任)
		2019年 4 月	当社グループ統括(現任)

当社における地位および担当

代表取締役専務執行役員(グループ統括、コーポレート戦略室統括、ITシステム統括部担当)

取締役候補者とした理由

小野寺徹氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)、総務部、人事部等の経験を経て2012年に当社取締役に就任、2018年に代表取締役就任後は、グループ統括として、また、2022年4月からはコーポレート戦略室統括として、グローバル化の推進と当社グループの経営を牽引しております。これらの経営に関する豊富な経験と知見が当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

すみ たに ひろ し
墨谷 裕史

(1950年1月19日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席回数
15回／15回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1974年 4 月	東京部品工業(株)(現(株)T B K) 入社	2007年 6 月	同社代表取締役社長
2001年 7 月	同社財務部長	2014年 4 月	同社代表取締役会長
2003年 6 月	同社取締役経営企画部長	2015年 6 月	同社相談役
2006年 6 月	(株)T B K 上席執行役員財務部長	2016年 6 月	同社顧問
		2019年 6 月	当社社外取締役(現任)

当社における地位および担当

取締役、取締役会議長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

墨谷裕史氏は、(株)T B K 在籍時に培った企業経営に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者
番号

4

きた むら み ほ こ
北村 美穂子

(1971年6月3日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会出席回数
15回／15回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1997年10月	司法試験合格	2014年 6 月	司法試験考査委員(行政法)
2000年 4 月	弁護士登録(第二東京弁護士会) マリタックス法律事務所入所	2015年 3 月	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)
2011年 3 月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年 6 月	当社社外取締役(現任)
2012年 4 月	東京簡易裁判所調停委員(現任)		

当社における地位および担当

取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

北村美穂子氏は、弁護士等として培われた高度な知識と国際的視野に立った知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者
番号

5 ささ ひろ ゆき 笹 宏行

(1955年 9月14日生)

再任 社外 独立



- 所有する当社株式の数
0 株
- 取締役会出席回数
15回／15回 (100%)

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4 月	オリンパス光学工業(株)(現オリンパス(株))入社	2012年 4 月	オリンパス(株)代表取締役 同社社長執行役員
2001年 4 月	同社内視鏡事業企画部長	2019年 4 月	同社取締役
2005年 4 月	オリンパスメディカルシステムズ(株) 第1開発本部長	2020年 6 月	当社社外取締役(現任)
2007年 6 月	オリンパス(株)執行役員 オリンパスメディカルシステムズ(株)取締役	2022年 6 月	兼松(株)社外取締役(現任)
		2023年 6 月	(株)アマダ社外取締役(現任)

当社における地位および担当

取締役、指名・報酬委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

笹宏行氏は、オリンパス(株)在籍時に培った企業経営、技術・開発に関する豊富な経験と国際的視野に立った広い知見を有しております。この経験を活かし、当社の経営全般に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

候補者
番号

6 なが い あさ こ 永井 朝子

(1969年 3月4日生)

新任 社外 独立



- 所有する当社株式の数
0 株
- 取締役会出席回数
- 回／- 回 (- %)

略歴および重要な兼職の状況

2001年 5 月	ソニー株式会社(現ソニーグループ(株))入社	2014年 7 月	(株)BSRジャパン代表取締役(現任) BSR(米国法人)ディレクター
2012年 5 月	同社CSR部CSRマネジメント課統括課長	2020年 2 月	BSR(米国法人) マネジング・ディレクター(現任)
2013年 4 月	BSR(米国法人)シニアアドバイザー		

当社における地位および担当

-

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井朝子氏は、グローバルな経営経験および20年以上にわたるサステナビリティ・ESGに関する学術的な研究、企業実務およびコンサルティングの経験を有しております。この経験を活かし、当社が今後力を入れて取り組みを行っていくサステナビリティおよび人権の分野に対して提言いただくことで取締役会の透明性の向上、監督機能の強化につながるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。当社は、永井朝子氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員と指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行、永井朝子の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、墨谷裕史氏、北村美穂子氏および笹宏行氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となっております。現任の各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、永井朝子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が填補することとする補償契約を締結しております。現任の各候補者が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、永井朝子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役会の諮問機関

取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。本委員会の委員は、取締役5名以内で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

さい ゆう いち ろう
齋 雄一郎

(1975年5月2日生)

社外

独立



略歴および重要な兼職の状況

2006年 9 月 司法試験合格
2007年12月 弁護士登録(東京弁護士会)
日比谷見附法律事務所入所

2013年 1 月 日比谷見附法律事務所パートナー
2019年 4 月 五番町法律事務所弁護士(現任)

当社における地位

—

補欠の社外監査役候補者とした理由

齋雄一郎氏は、弁護士として培われた高度な知識と高い知見を有しており、それらを当社の監査体制に活かし監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者となりました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- 所有する当社株式の数
0 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 齋雄一郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役、監査役、執行役員が負担することになる法律上の損害賠償金および弁護士費用等の争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、被保険者の保険料負担はありません。
6. 齋雄一郎氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が填補することとする補償契約を締結する予定であります。

以 上

(ご参考) 本総会終了後の取締役会構成役員のスキルマトリックス

第2号議案をご承認いただいた場合の取締役会構成役員のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における 地位および担当	指名・ 報酬 委員会	専門性					
			企業 経営	国際的 経験	ESG・ サステ ナビリ ティ	技術・ 開発	財務 会計	法務・ リスク マネジ メント
くにざわ りょうじ 國澤 良治	代表取締役社長執行役員 (内部監査室、R&Dセンター担当)	●	●		●	●		
おのの であら とおる 小野寺 徹	代表取締役専務執行役員 (グループ統括、コーポレート戦略室統括、 ITシステム統括部担当)	●	●		●		●	
すみたに ひろし 墨谷 裕史	取締役	●	●	●			●	
きたむら みほこ 北村 美穂子	取締役 取締役会議長	●		●				●
ささ ひろゆき 笹 宏行	取締役 指名・報酬委員会委員長	●	●	●		●		
なが い あさこ 永井 朝子	取締役	●	●	●	●			
かんの つとむ 菅野 勉	常勤監査役		●				●	
うえ だ じょういち 上田 成一	監査役							●
にしむら ふみお 西村 文男	監査役		●				●	
えのもと ゆきのの 榎本 ゆき乃	監査役							●

(注) 1. 取締役、監査役が保有する専門性や知見等のうち主なものの最大3つに「●」をつけております。
2. 当社における地位および担当は、本定時株主総会終了後の取締役会において決議される予定であります。
3. 本総会後に指名・報酬委員会に関する規則を改定し、委員会の構成員数は6名以内とする予定であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行するなど、社会経済活動の正常化が進む一方で、世界的な半導体市況の調整局面が継続し、一部の半導体や電子部品の供給不足は完全には解消されず、円安の進行や物価の上昇、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰などの影響もあり、依然として不透明な状況が継続いたしました。

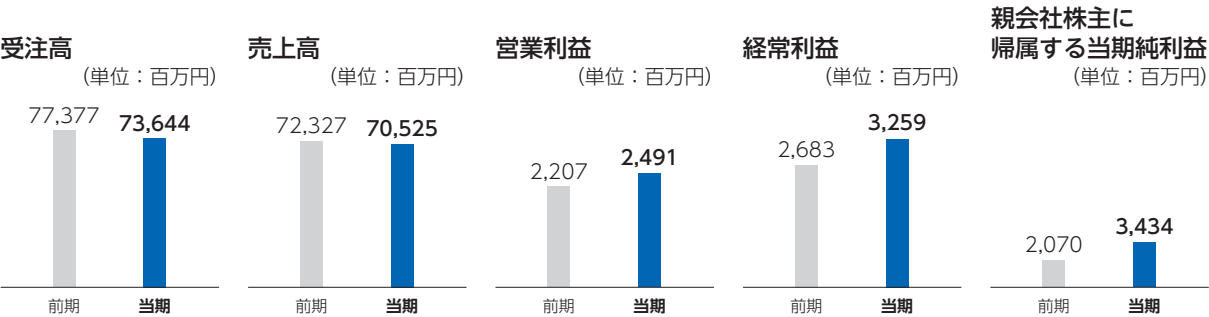
このような状況の下、当社グループは2025年3月期を最終年度とする「中期経営計画2025」の基本方針である「成長」と「サステナブル」に基づき、各事業活動を推進するとともに、「マテリアリティ（経営重要課題）」の特定や「サステナビリティ基本方針」、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの考え方」、「人権方針」を制定し、これらの方針や考え方の下で具体的な取り組みを進めております。また、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明し、当社ウェブサイトにおいて提言に基づく情報開示を進めております。

当連結会計年度の受注につきましては、パワーエレクトロニクス事業は前期を上回ったものの、信号システム事業が前期を下回ったことから、全体としては前期を下回りました。

売上につきましては、信号システム事業は前期を上回ったものの、パワーエレクトロニクス事業が前期を大きく下回ったことから、全体としても前期を下回りました。

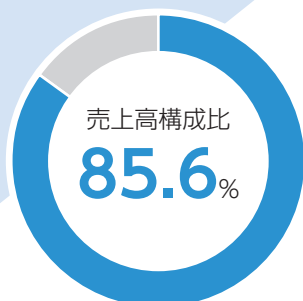
利益面につきましては、売上の減少や原材料価格の高騰などによる影響があったものの、販売費及び一般管理費の減少などにより営業利益、経常利益は前期を上回りました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、営業利益、経常利益が増加したことに加え、資産の効率化を目的とした投資有価証券の売却に伴い特別利益を計上したことから、前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高73,644百万円（対前期比3,732百万円減）、売上高70,525百万円（同1,801百万円減）、営業利益2,491百万円（同284百万円増）、経常利益3,259百万円（同576百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,434百万円（同1,363百万円増）となりました。



事業別の概況

信号システム事業



受注高 (単位：百万円)

62,166前期比△**5.9%**

売上高 (単位：百万円)

60,371前期比 **+6.6%**

セグメント利益

(単位：百万円)

7,415前期比 **+38.3%**66,042 **62,166**

前期

当期

56,637 **60,371**

前期

当期

5,362 **7,415**

前期

当期

鉄道信号システムにおける受注は、大型案件を含む一部案件において部品の長納期化を受けた前期への前倒し発注があったことから、前期を下回りました。主な受注案件としては東急電鉄目黒線向けA T C地上装置をはじめとする国内の鉄道事業者向け信号設備、海外向けではマカオ L R T の延伸工事向け信号設備や米国オーランド国際空港 A P M 向け信号システムなどがありました。

売上は、一部の海外案件が繰り延べとなったものの、引き続き受注済み案件の売上に努めた結果、前期を上回りました。国内では J R 東日本常磐緩行線向け信号設備をはじめとした各鉄道事業者向けの信号設備やホームドア、海外では信号設備の新設やオーバーホールなどの売上がありました。

道路交通システムでは、高知県警向け交通管制システム中央装置などの売上があったほか、交通信号制御機、交通信号灯器、自律分散制御交通信号システムなどの拡販に努めた結果、受注、売上ともに堅調に推移しました。

この結果、当事業では受注高62,166百万円（対前期比3,876百万円減）、売上高60,371百万円（同3,734百万円増）、セグメント利益は7,415百万円（同2,053百万円増）となりました。



オーランド国際空港A2線/B4線APM

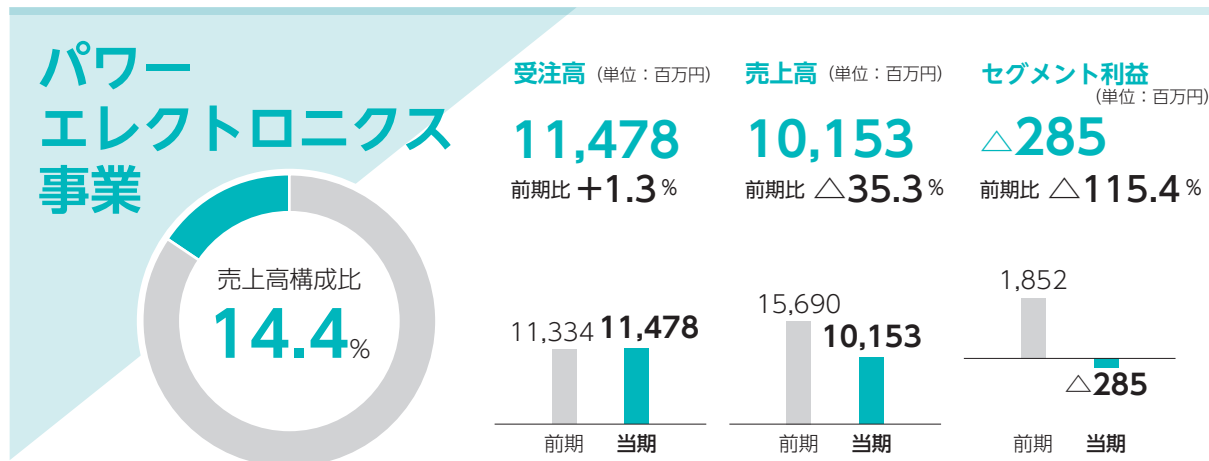


京王電鉄井の頭線ホームドア



交通信号制御機・交通信号灯器

事業別の概況



受注は、フラットパネルディスプレイ製造装置用電源装置は前期を下回ったものの、半導体製造装置用電源装置は半導体市況の調整局面が継続する中においても前期を上回ったことから、全体としても前期を上回りました。

売上は、半導体製造装置用電源装置およびフラットパネルディスプレイ製造装置用電源装置ともに前期の受注減少などの影響により、全体として前期を大きく下回りました。

この結果、当事業では受注高11,478百万円（対前期比144百万円増）、売上高10,153百万円（同5,536百万円減）、セグメント利益は△285百万円（同2,138百万円減）となりました。



産業機器用電源装置/RFジェネレータ



信号通信設備用電源装置

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め9億4千万円であります。
その主なものは経常的な更新、生産性向上・業務効率化推進のための投資であります。

(3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業に求められる経営の在り方や事業環境の変化など将来を見据え、「京三グループの永続的成長」を目的として「成長」と「サステナブル」を基本方針に掲げた2025年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、達成に向け取り組んでおります。

成長戦略

- | | |
|--------------------|------------|
| ▶ 信号システムの海外事業拡大 | ▶ 収益力の向上 |
| ▶ パワーエレクトロニクス事業の拡大 | ▶ 財務基盤の強化 |
| ▶ 新たな事業への挑戦 | ▶ 人財の育成・強化 |

サステナブル戦略

- | | | |
|--|--|--|
| <div>E
環境</div> <div>脱炭素社会への貢献、
気候変動リスクへの適切な対応</div> | <div>S
社会</div> <div>社会の持続的
成長への参画</div> | <div>G
ガバナンス</div> <div>ガバナンスの進化</div> |
|--|--|--|

中期経営計画の2年目となる当連結会計年度は、これらの戦略の下で具体的な取り組みを進めてまいりました。その結果、中期経営計画の最終年度の目標達成に向けた事業基盤の確立については、一定の成果を出すことができました。経営成績につきましては、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

3か年の中期経営計画の最終年度となる2025年3月期は、これまで取り組んできた【成長戦略】および【サステナブル戦略】をさらに推し進め、それぞれの目標達成をめざします。

① 信号システム事業の取り組み

信号システム事業につきましては、鉄道信号システムにおいて、業務の階層化・平準化と生産管理の強化によるリードタイムの短縮や、営業力を強化するとともに営業と技術が一体となった受注活動を展開し、適正利益の創出に努めてまいります。また、海外拠点との連携やエンジニアリング会社、商社との協力体制の強化による海外マーケットでの受注拡大を図ります。道路交通システムでは、AI・IoT、高速通信等を駆使した新たな技術開発に取り組み、モビリティ変革やスマートシティ対応製品の開発と、自治体等が主導する自動運転の実証実験への参画を進めるとともに、海外拠点との協業によりグローバル展開にも取り組んでまいります。

② パワーエレクトロニクス事業の取り組み

パワーエレクトロニクス事業につきましては、主力製品である半導体製造装置用電源装置において、2025年3月期の下期以降から本格的な市況回復が見込まれるため、引き続き生産体制の強化・効率化を推進するとともに、新たな製品展開に向けた研究開発を加速し、マーケットシェアの拡大をめざしてまいります。

③ 全社的な取り組み

全社的な取り組みにつきましては、サステナブル戦略を推し進め、持続的な企業価値の向上と社会の成長、脱炭素社会への参画に引き続き努めてまいります。また、資本コストや資本収益性の現状分析によりROICやROEの改善に向けた取り組みを実行し、資本収益性を高め、資本コスト、株価を意識した経営を推進してまいります。

また、業務プロセスの全体最適化とデータの一元管理による経営判断の迅速化のため、2026年3月期からの運用を予定しているERP導入に向けた取り組みを、引き続き推進してまいります。

ガバナンスの進化のための取り組みとしましては、取締役会における社内・社外取締役の構成を見直し、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とするなど、経営と執行の分離による監督・モニタリング機能の強化およびガバナンスの透明性・公正性の更なる向上を図ってまいります。

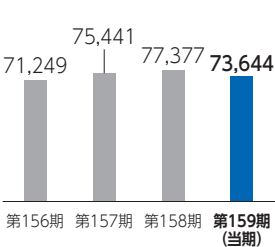
今後も当社グループは、企業ビジョン《KYOSAN VISION》の理念を象徴するコーポレート・スローガン、“Create for the Future”「未来に向かって安全・安心を創造し続ける」を追求し、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

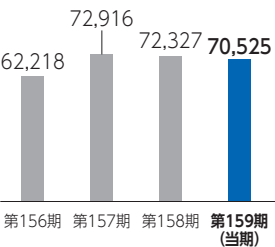
(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		第156期 (2020.4～2021.3)	第157期 (2021.4～2022.3)	第158期 (2022.4～2023.3)	第159期(当期) (2023.4～2024.3)
受注高	(百万円)	71,249	75,441	77,377	73,644
売上高	(百万円)	62,218	72,916	72,327	70,525
経常利益	(百万円)	1,664	3,424	2,683	3,259
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△)	(百万円)	△7,921	11,859	2,070	3,434
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	(円)	△126.30	189.09	33.02	54.76
総資産	(百万円)	102,702	112,879	114,360	129,563
純資産	(百万円)	37,387	44,956	46,245	49,647

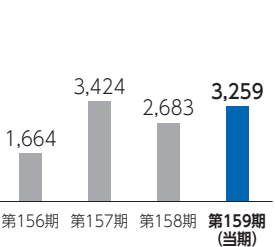
受注高 (単位: 百万円)



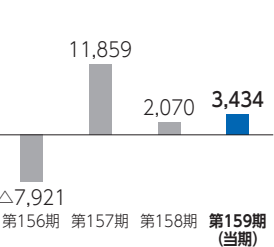
売上高 (単位: 百万円)



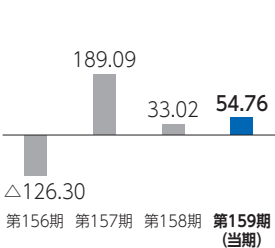
経常利益 (単位: 百万円)



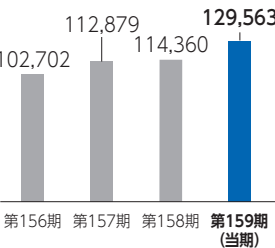
親会社株主に帰属する当期純利益
または当期純損失 (△) (単位: 百万円)



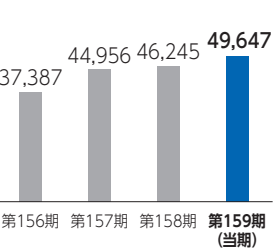
1株当たり当期純利益
または当期純損失 (△) (単位: 円)



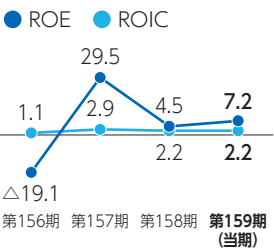
総資産 (単位: 百万円)



純資産 (単位: 百万円)



ROE/ROIC (単位: %)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
京三エレコス株式会社	百万円 50	% 100	信号保安装置の電気工事設計・施工

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

主要事業	主要な製品	
信号システム事業	<鉄道信号システム> 列車運行管理装置(TTC、PRC等) 列車集中制御装置(CTC等) ダイヤ作成支援装置 列車検知装置、各種軌道回路用品 自動列車制御装置(ATC) 自動列車運転装置(ATO) 自動列車停止装置(ATS) 無線式列車制御(CBTC)システム 情報伝送装置 過走防護装置(ORS) 継電連動装置、電子連動装置 各種シミュレータ装置 設備監視装置 踏切保安装置 転てつ機 LED式信号機 ホームドア 可動ステップ 転落検知装置(マットスイッチ) 列車接近警報表示装置(スレッドライン) ホーム転落注意装置(スペースライト)	<道路交通システム> 交通管理システム 各種交通信号制御機 自律分散型制御システム LED式交通信号灯器 車両用感知器 光ビーコン 音響式交通信号付加装置 LED式交通情報板 端末区間用無線伝送装置 各種可変標識 音声案内押ボタン箱 信号機用電源付加装置
		<その他> 情報案内装置(案内表示装置、自動放送装置等) バス運行管理システム 斎場表示システム 標的装置
パワーエレクトロニクス事業	<産業機器用電源装置> 高周波電源(RFジェネレータ)システム 高圧電流コンバータ	<電力、信号通信設備用電源装置> 無停電電源装置(UPS) 直流電源装置

(8) 主要な事業所

当社	子会社
本社(横浜市鶴見区) ＜営業所等＞ 東京事務所(東京都港区) 大阪支社(大阪市北区) 札幌支店(札幌市中央区) 仙台支店(仙台市青葉区) 名古屋支店(名古屋市中村区) 広島支店(広島市東区) 四国支店(香川県高松市) 九州支店(福岡市博多区) 台湾支店(台湾) 北京事務所(中国) ＜工場＞ 本社工場(横浜市鶴見区) 座間工場(神奈川県座間市)	京三精機株式会社(横浜市鶴見区) 京三エレコス株式会社(東京都大田区) 京三興業株式会社(横浜市鶴見区) 京三パワーサプライ株式会社(大阪府枚方市) 台湾京三股份有限公司(台湾) Kyosan India Private Limited(インド) Kyosan USA Inc.(アメリカ) Kyosan Europe Sp. z o.o.(ポーランド) 京上貿易（上海）有限公司(中国)
関連会社	
アクテス京三株式会社(神奈川県厚木市) TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited(インド)	

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△印減)
2,054名	△44名

(注) 上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	14,790百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,630

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 62,844,251株
- (3) 株主数 9,896名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
京三みづほ会	4,993	7.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,979	7.93
京三製作従業員持株会	3,580	5.70
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
東海旅客鉄道株式会社	1,965	3.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,292	2.06
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	916	1.46

(注) 持株比率は自己株式(99,963株)を控除して算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
國澤良治	代表取締役 社長執行役員(内部監査室、R&Dセンター担当)	
小野寺徹	代表取締役 専務執行役員(グループ統括、コーポレート戦略室統括、ITシステム統括部担当)	
神沢健治郎	取締役 常務執行役員(財務・経理部担当)	
日原龍	取締役 執行役員(知的財産部担当) パワーエレクトロニクス事業部副事業部長	
墨谷裕史	取締役 取締役会議長	
北村美穂子	取締役	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士
笹宏行	取締役 指名・報酬委員会委員長	兼松株式会社 社外取締役 株式会社アマダ 社外取締役
菅野勉	常勤監査役	
上田成一	監査役	
西村文男	監査役	SMK株式会社 社外監査役
榎本ゆき乃	監査役	横浜綜合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社フィックスターズ 社外取締役

(注) 1. 戸子台努氏は2023年6月23日任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役西村文男、榎本ゆき乃の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役西村文男氏は、長年にわたる金融機関での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行、監査役西村文男、榎本ゆき乃の5氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役笹宏行氏は、兼松株式会社、株式会社アマダの社外取締役であります。兼松株式会社、株式会社アマダと当社との間には特別な関係はありません。
7. 監査役西村文男氏は、SMK株式会社の社外監査役であります。SMK株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
8. 監査役榎本ゆき乃氏は、株式会社フィックスターズの社外取締役であります。株式会社フィックスターズと当社との間には特別な関係はありません。

(ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(信号事業部長)	嶺	孝	志
常務執行役員	(交通機器事業部長、技術・品質管理センター担当)	荒	井	正
常務執行役員	(台湾支店長)	清	水	潤
常務執行役員	(コーポレート戦略室、施設・安全管理部担当)	藤	井	達
常務執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部長)	Trevor	Warner	
執行役員	(人事部担当)	大	塚	康
執行役員	(総務・法務部、経営企画・IR部担当)	玉	木	敏
執行役員	(信号事業部副事業部長(営業統括))	村	上	洋
執行役員	(信号事業部担当兼信号事業部座間工場長)	本	多	節
執行役員	(信号事業部担当)	池	谷	崇
執行役員	(大阪支社長)	中	村	哲
執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部担当)	石	川	養

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役墨谷裕史氏、北村美穂子氏、笹宏行氏および監査役菅野勉氏、上田成一氏、西村文男氏、榎本ゆき乃氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役國澤良治氏、小野寺徹氏、神沢健治郎氏、日原龍氏、墨谷裕史氏、北村美穂子氏、笹宏行氏および監査役菅野勉氏、上田成一氏、西村文男氏、榎本ゆき乃氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令で定める範囲において当社が補填することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の会社役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および執行役員であります。なお、被保険者の保険料負担はありません。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）として「取締役報酬規程」を取締役会で決議しております。

その内容は、取締役のうち社内取締役については、役割・担当領域の範囲やグループ経営への影響力の大きさに応じて金額を設定した基本報酬（取締役報酬基準表に基づき月額5,450千円から1,750千円までの範囲で設定）と業績に連動して金額が決定される業績連動報酬としての賞与（取締役賞与支給基準表に基づき総額0円から165百万円までの範囲で設定）を支給することとしております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会から指名・報酬委員会に対して決定方針の案を諮問し、同委員会からの答申を経て取締役会で決定いたします。取締役会は基本的に同委員会の答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において年額540百万円以内（うち社外取締役年額30百万円（2名）以内）と決議いたしました。その後、社外取締役の員数を3名に増員したことに伴い、取締役報酬総額の年額540百万円の範囲内で社外取締役の報酬を年額50百万円以内に増額しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役報酬規程に基づいて各役位別の報酬の額が決まっており、取締役会の委任を受けて特定の個人または機関が取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものではありません。なお、当該事業年度終了後、代表取締役による各取締役の実績評価を行い、その評価結果が取締役の個人別の業績連動報酬たる賞与の額に反映されます。

④取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	244,950	214,950	30,000	8
（うち社外取締役）	34,800	34,800	-	3
監査役	56,400	56,400	-	4
（うち社外監査役）	21,600	21,600	-	2

注1．業績連動報酬等の額の算定基準として選定した業績指標の内容は「連結経常利益」「連結売上高経常利益率」「連結税金等調整前当期純利益」「ROIC（投下資本利益率）」となります。また、当該業績指標を選定した理由は、営業活動により獲得する営業利益のみならず、経営陣として事業を営む上で不可欠な営業外の損益も加味した連結経常利益と連結税金等調整前当期純利益の利益項目、および資本効率の観点からROICが指標として相応しいと考えるためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、上記4つの業績指標の各設定基準値のうち3項目以上で基準値を超えた水準に、中期経営計画の全社戦略の達成度合いを加味した金額を前年度の業績に対する社内取締役の賞与の総額としています。

具体的な賞与の総額は各業績指標の実績値によって0円から165百万円の範囲に設定し、取締役の基本報酬を基に当該年度の実績を加味して各取締役に配分いたします。

当事業年度の実績は、連結経常利益：3,259百万円、連結経常利益率：4.6％、連結税金等調整前当期純利益：5,092百万円、ROIC：2.2％であり、賞与総額は30百万円となります。

注2．非金銭報酬等は支給していません。

(6) 社外役員に関する事項

氏名		主な活動状況 (社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要)
1. 社外取締役		
墨谷 裕史	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、取締役会議長として公正な議事進行に努めるなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
北村 美穂子	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地と国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
笹 宏行	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と技術・開発ならびに国際的視野に立った広い知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社が期待する役割を果たしております。当期は、指名・報酬委員会の委員長を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献しております。
2. 社外監査役		
西村 文男	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 監査役会 100%(18回/18回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会18回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
榎本 ゆき乃	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(15回/15回) 監査役会 100%(18回/18回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会18回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

64百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制および方針

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に對する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役員および全従業員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 総務・法務部担当役員は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 総務・法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、コンプライアンス責任者(社長執行役員)、取締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ 総務・法務部は、当社および子会社の全役員および全従業員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役員および全従業員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理する。
- ② 当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行う。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置く。これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行う。

(4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

(5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努める。
- ② 経営企画・IR部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置する。また、当該監査役スタッフの選任、解任に関しては監査役の同意を得る。
- ② 当社は、専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の全役員および全従業員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる相談者からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づいたコンプライアンス・リスク管理体制を構築しており、コンプライアンス責任者(社長執行役員)が当社および子会社のコンプライアンス・リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の全役員および全従業員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社および子会社に対しその周知とコンプライアンス教育を実施しております。
- ③ 当社および子会社共通の相談窓口であるコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、周知および利用促進を継続しております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規程」において、相談者が不利益を受けない旨を規定しております。
- ④ 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するとともに実効性ある運用を強化するためコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、その傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を設けております。

(3) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会規程」に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。また、法改正などを踏まえ、情報管理の強化を図っております。

(4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。
- ④ 当社は、当社取締役および子会社の取締役等に対して、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報管理、インサイダー取引防止および財務報告に係る内部統制に関する説明・教育を実施しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役スタッフを設置しております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の全役員および全従業員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、創立以来100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性・公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

(2) 具体的取り組み

① 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、企業ビジョンとして《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会(大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会)の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れ、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討します。独立委員会が不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。ただし、所定の手続きを踏むことで原則として30日間に上限に検討期間を延長できるものとします。検討期間満了時までに独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、当社取締役会に勧告することができるものとします。

なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の期間ですみやかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

なお、当社買収防衛策につきましては、ホームページ上で開示しております。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN VISION》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために導入したものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであります。



LRT: (Light Rapid Transit)

写真出典: <https://www.mhi.com/jp/news/24022901.html> (三菱重工業株式会社様PRESS INFORMATION)



マカオBarra線開業/マカオ東線の受注



2023年12月8日にマカオLRTの延伸プロジェクトのうち、Barra線（1駅、3.2km）が開業しました。当社は2019年にタイパ線（11駅、9.3km）にCBTCシステムを納入しており、今回タイパ線の海洋駅からマカオ半島のBarra駅までを延伸しています。

また、現在進行中の石排湾線（2駅、1.6km）と横琴線（2駅、2.2km）の2つの支線延伸に加え、新たにタイパ線のタイパフェリーターミナル駅からマカオ半島まで接続する東線延伸（6駅、7.7km）のCBTCシステムを受注しました。



茨城県境町の自動運転バス実証実験に参画



当社の研究開発での知見をより高めるための取組みとして、2023年2月から、茨城県境町で実施されている自動運転バスの実証実験に参画しています。境町では、生活路線バスとして2020年11月から自動運転バスの運行をはじめており、自治体が自動運転バス（乗車定員11人以上）を一般の人の移動手段として公道で期間を限定せずに運行するのは、国内初※とのことです。

当社は、運行ルート上にある交差点に信号情報（点灯色や残時間など）を提供できる信号機を納入し、自動運転バスが交差点をより安全かつスムーズに通行できるようになるための実験に参画しています。今後も、自動運転をはじめとした移動手段の多様化（モビリティ変革）に対応した先端技術の研究・開発に積極的に取り組んでいきます。

※境町のホームページより



JR東海 中央本線名古屋駅7・8番線ホームドア受注



2024年2月に東海交通機械株式会社様より、JR東海 中央本線名古屋駅7番線および8番線に設置予定のホームドアを受注しました。

全国のJR向けでは当社初の受注となり、2024年度内に納入予定です。

柵の大きさはすべて分離柵で統一され、柵と柵の間のスペースには異常時に乗客がスムーズに避難できるよう非常脱出扉を設けます。

柵の開閉についてはすべてQRコードでの自動開閉制御方式が採用されます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



設置するホームドア（イメージ）

北大阪急行電鉄株式会社 南北線延伸開業



2024年3月23日に北大阪急行電鉄（以下：北急）南北線の延伸区間が開業しました。千里中央駅から北へ約2.5km延伸し、新たに箕面船場阪大前駅と箕面萱野駅を設けることで、大阪府北部の交通網が拡充されました。北急はOsaka Metro御堂筋線



と相互直通運転しており、箕面市から大阪の主要駅へのアクセスを大幅に改善し、乗り換えの必要なく、新大阪駅や梅田駅、なんば駅への直行が可能になります。延伸区間の開業にあたり、当社はCTC中央装置・ATC/TD地上装置・継電連動装置・電源装置・ホームドア等を納入しました。

ポーランド閉そく装置の認証取得／踏切保安設備の受注に向けた取り組み



2023年8月にポーランドで当社信号用リレーを用いた半自動閉そく装置の型式認証を取得し、信号用リレーを販売開始するとともに、ポーランド国鉄で同閉そく装置の運用を開始しました。また、同国における踏切の安全性向上への寄与を目的に踏切保安設備の受注を目指しており、一部機器は2023年11月より実証試験を開始しています。今後も踏切関連機器の認証を順次取得する予定であり、ポーランドのより安全で安定した鉄道輸送に寄与してまいります。



横浜マラソンへの協賛



横浜マラソンは「横浜を走る、世界が変わる」をキャッチコピーにSDGsの達成に向けた取り組みを行うとともに、スポーツ振興や健康増進に寄与し、すべての人が楽しめる大会です。当社は大会主旨に賛同し、第1回大会からオフィシャルパートナーを継続しており、今年10月に開催される「横浜マラソン2024」も引き続き協賛します。

昨年は給水ボランティアとして参加したほか、臨港パークで開催された横浜マラソンフェスタに企業出展ブースを開設し、600人を超える方々が来場しました。

2024年大会においても大会ボランティアとして参加するほか、企業ブースを出展いたします。

当社は今後も引き続き、地元企業として、地域貢献・社会貢献活動を積極的に推進してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	94,873	流動負債	67,556
現金及び預金	9,487	支払手形及び買掛金	10,313
受取手形	1,680	電子記録債務	5,378
売掛金	20,087	契約負債	14,149
契約資産	9,952	短期借入金	21,000
製品	4,740	一年内返済予定の長期借入金	7,200
半製品	10,398	未払法人税等	2,082
仕掛品	34,845	役員賞与引当金	148
原材料及び貯蔵品	513	受注損失引当金	1,169
その他	3,167	その他	6,116
固定資産	34,689	固定負債	12,359
有形固定資産	14,873	長期借入金	7,800
建物及び構築物	9,925	退職給付に係る負債	3,749
機械装置及び運搬具	494	資産除去債務	129
工具、器具及び備品	1,029	繰延税金負債	3
土地	2,527	その他	677
リース資産	740	負債合計	79,916
建設仮勘定	156	純資産の部	
無形固定資産	566	株主資本	43,722
投資その他の資産	19,249	資本金	6,270
投資有価証券	13,868	資本剰余金	4,625
繰延税金資産	3,262	利益剰余金	32,871
退職給付に係る資産	25	自己株式	△45
その他	2,102	その他の包括利益累計額	5,925
貸倒引当金	△9	その他有価証券評価差額金	4,691
資産合計	129,563	為替換算調整勘定	755
		退職給付に係る調整累計額	478
		純資産合計	49,647
		負債及び純資産合計	129,563

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
(単位：百万円)

科目	金額
売上高	70,525
売上原価	56,232
売上総利益	14,293
販売費及び一般管理費	11,801
営業利益	2,491
営業外収益	996
受取配当金	185
受取保険金	188
持分法による投資利益	348
為替差益	86
その他	188
営業外費用	228
支払利息	142
資金調達費用	42
その他	42
経常利益	3,259
特別利益	1,855
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,855
特別損失	23
固定資産除売却損	23
税金等調整前当期純利益	5,092
法人税、住民税及び事業税	1,785
法人税等調整額	△128
当期純利益	3,434
親会社株主に帰属する当期純利益	3,434

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,270	4,625	30,566	△45	41,416
当期変動額					
剰余金の配当			△1,129		△1,129
親会社株主に帰属する当期純利益			3,434		3,434
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,305	△0	2,305
当期末残高	6,270	4,625	32,871	△45	43,722

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,381	230	217	4,828	46,245
当期変動額					
剰余金の配当					△1,129
親会社株主に帰属する当期純利益					3,434
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	525	261	1,097	1,097
当期変動額合計	310	525	261	1,097	3,402
当期末残高	4,691	755	478	5,925	49,647

〔連結注記表〕

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8 社

主要な連結子会社の名称

京三エレコス株式会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等からみても小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2 社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司および関連会社である株式会社アルファエンジニアリングは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、これらの会社の投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、Kyosan Europe Sp. z o.o.を除き、連結決算日と一致しております。なお、Kyosan Europe Sp. z o.o.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とし連結決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として当社および国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法または定率法によっております。

建物(建物付属設備は除く)

a. 1998年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b. 1998年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a. 2016年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b. 2016年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、信号システム事業においては鉄道信号システム、道路交通管制システム等の生産・販売を行っており、パワーエレクトロニクス事業においては産業機器用電源装置、電力・信号通信設備用電源装置等の生産・販売を行っております。

物品契約に関しては、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

工事契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 重要な会計上の見積り

(1) 受注損失引当金の算定

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
受注損失引当金	1,169百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループは、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。当該損失額は各契約ごとに作成される事前原価見積を基礎として見積りを行っております。当社グループでは、各期末ごとに当該事前原価見積について各案件の現況を踏まえて見直しを行うことで受注損失引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる損失額について必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、受注損失引当金の計上金額が修正される可能性があります。

(2) 履行義務の充足に係る進捗度の測定

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
売上高	16,409百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループでは、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一定の期間にわたる収益を認識するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額、および当連結会計年度末時点における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要がありますが、当社グループでは、各契約ごとに作成される事前原価見積によって工事原価総額を見積り、これに応じて当期の収益を計上しております。事前原価見積については各期末ごとに工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更など

により見積金額に影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 繰延税金資産の算定

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目	当連結会計年度
繰延税金資産	3,262百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産を認識するにあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

22,095百万円
- (2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。
この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
貸出コミットメント総額	22,000百万円
借入実行残高	21,000
差引額	1,000

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式62,844,251株
- (2) 配当に関する事項

(イ)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	815	13.0	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	313	5.0	2023年9月30日	2023年12月4日
計		1,129			

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	941	15.0	2024年3月31日	2024年6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は一般に顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の主要得意先の多くを占める鉄道事業者および官公庁に関しては信用リスクが僅少であり、その他の主要得意先についてもこれまでの取引状況から同様に信用リスクは僅少であるものと考えております。

投資有価証券は、主に取引先企業との取引の拡大を目的として保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は、運転資金および設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、このうち変動金利であるものは、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことで回収懸念の早期把握に努めるとともに、新規取引先については信用調査を行うことでリスク低減をはかっております。

(ロ)市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券のうち上場株式については四半期ごとに時価の把握を行い、非上場株式についても定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務・経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	11,637	11,637	－
資産計	11,637	11,637	－
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	15,000	14,989	△10
負債計	15,000	14,989	△10

(注1)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形、売掛金

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度
非上場株式	2,230百万円

これらについては、「投資有価証券」に含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	11,637	—	—	11,637
資産計	11,637	—	—	11,637
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	—	14,989	—	14,989
負債計	—	14,989	—	14,989

(注)時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル１の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	信号システム 事業	パワーエレクトロ ニクス事業	計	
売上高				
一時点で移転される 財またはサービス	44,011	10,103	54,115	54,115
一定の期間にわたり移転される 財またはサービス	16,359	49	16,409	16,409
顧客との契約から生じる収益	60,371	10,153	70,525	70,525
外部顧客に対する売上高	60,371	10,153	70,525	70,525

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結注記表] 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (4)会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高は以下のとおりです。
(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,400
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	21,767
契約資産（期首残高）	6,452
契約資産（期末残高）	9,952
契約負債（期首残高）	11,038
契約負債（期末残高）	14,149

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,441百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。
(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	58,208
1年超2年以内	34,779
2年超3年以内	8,330
3年超	8,088
合計	109,407

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	791円61銭
(2) 1 株当たり当期純利益	54円76銭

計算書類

貸借対照表 (2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	89,363	流動負債	65,907
現金預金	5,882	支払手形	50
受取手形	1,625	電子記録債務	4,996
売掛金	25,437	買掛金	11,047
製品	4,474	契約負債	14,090
半製品	10,388	短期借入金	21,748
仕掛品	35,481	一年内返済予定の長期借入金	7,200
原材料及び貯蔵品	175	リース債務	157
未収入金	437	未払金	627
前払費用	766	未払費用	2,573
短期貸付金	4,026	未払法人税等	1,265
その他	667	未払消費税等	205
固定資産	31,571	預り金	707
有形固定資産	12,188	役員賞与引当金	88
建物	8,486	受注損失引当金	1,146
構築物	158	その他	2
機械及び装置	395	固定負債	12,736
車両及び運搬具	10	長期借入金	7,800
工具、器具及び備品	898	リース債務	563
土地	1,428	退職給付引当金	4,235
リース資産	654	資産除去債務	89
建設仮勘定	156	その他	48
無形固定資産	515	負債合計	78,643
借地権	15	純資産の部	
ソフトウェア	473	株主資本	37,729
その他	26	資本金	6,270
投資その他の資産	18,867	資本剰余金	4,625
投資有価証券	11,785	資本準備金	4,625
関係会社株式	2,249	利益剰余金	26,867
長期貸付金	80	利益準備金	1,104
繰延税金資産	3,372	その他利益剰余金	25,762
その他	1,387	別途積立金	10,500
貸倒引当金	△6	繰越利益剰余金	15,262
資産合計	120,934	自己株式	△34
		評価・換算差額等	4,561
		その他有価証券評価差額金	4,561
		純資産合計	42,290
		負債純資産合計	120,934

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	61,924
売上原価	50,468
売上総利益	11,455
販売費及び一般管理費	9,684
営業利益	1,771
営業外収益	1,102
受取配当金	636
受取保険金	171
固定資産賃貸料	83
為替差益	110
その他	100
営業外費用	220
支払利息	144
固定資産賃貸費用	22
資金調達費用	42
その他	11
経常利益	2,653
特別利益	1,792
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,792
特別損失	7
固定資産除売却損	7
税引前当期純利益	4,438
法人税、住民税及び事業税	1,207
法人税等調整額	51
当期純利益	3,179

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	6,270	4,625	4,625
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,104	10,500	13,212	24,817	△34	35,679
当期変動額						
剰余金の配当			△1,129	△1,129		△1,129
当期純利益			3,179	3,179		3,179
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	2,050	2,050	△0	2,049
当期末残高	1,104	10,500	15,262	26,867	△34	37,729

計算書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,254	4,254	39,933
当期変動額			
剰余金の配当			△1,129
当期純利益			3,179
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	307	307	307
当期変動額合計	307	307	2,357
当期末残高	4,561	4,561	42,290

〔個別注記表〕

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ)有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの…… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ロ)棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 8～17年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く) ……定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ニ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、鉄道信号システム、道路交通管制システム、ならびに産業機器用電源装置、電力・信号通信設備用電源装置等の生産・販売を行っております。

物品契約に関しては、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

工事契約に関しては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

2. 重要な会計上の見積り

(1) 受注損失引当金の算定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
受注損失引当金	1,146百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社は、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。当該損失額は各契約ごとに作成される事前原価見積を基礎として見積りを行っております。当社では、各期末ごとに当該事前原価見積について各案件の現況を踏まえて見直しを行うことで受注損失引当金が適切かどうかを確認しており、将来発生が見込まれる損失額について、必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、受注損失引当金の計上金額が修正される可能性があります。

(2) 工事進行基準の進捗率

①当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
売上高	8,349百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社では、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一定の期間にわたる収益を認識するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額、および当事業年度末時点における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要がありますが、当社では、各契約ごとに作成される事前原価見積によって工事原価総額を見積り、これに依じて当期の収益を計上しております。事前原価見積については各期末ごとに工事の現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、顧客要求仕様の変更に伴う設計変更や施工方法の変更などにより見積金額に影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において売上高の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 繰延税金資産の算定

①当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	当事業年度
繰延税金資産	3,372百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社では、繰延税金資産を認識するにあたり、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,384百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関 5 行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2024年3月31日)
貸出コミットメント総額	22,000百万円
借入実行残高	21,000
差引額	1,000

(3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	4,888百万円
長期金銭債権	80百万円
短期金銭債務	3,706百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,506百万円
仕入高	10,906百万円
営業取引以外の取引による取引高	564百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	99,963株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生 の主な原因は、
その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	京三エレクトロニクス株式会社	所有 直接 100.0%	信号保安装置の 電気工事設計・ 施工委託等 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	短期貸付金	3,050
				利息の受取 (注2)	13		
子会社	Kyosan India Private Limited	所有 直接 99.0% 間接 1.0%	信号保安装置 の販売 役員の兼任	業務の委託 (注3)	1,212	買掛金	1,232

(注) 1. 当社はキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。
2. 利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して交渉の上で決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	674円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円67銭

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社京三製作所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

京 嶋 清 兵 衛

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

萬 政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 横浜事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋	清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萬	政 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要)に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社京三製作所監査役会
常勤監査役 菅野 勉 ㊟
監査役 上田 成一 ㊟
社外監査役 西村 文男 ㊟
社外監査役 榎本 ゆき乃 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 京三製作所 会議室

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

☎ (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、**午前9時**を予定しております。



交通アクセス

●JR鶴見駅(東口)より

横浜市営バス(2番乗り場)

[16系統(芦穂橋経由鶴見駅循環)]
にて約10分

京三製作所前 下車

横浜市営バス(3番乗り場)

[15系統(向井町1丁目経由鶴見駅循環)]
にて約10分

向井町4丁目 下車

[128系統(ヨコハマアイランドガーデン
行)]にて約10分

京三製作所前 下車

●JR川崎駅(東口)より

川崎鶴見臨港バス(9番乗り場)

[川29系統(入船橋循環)]にて約15分
京三製作所前 下車

なお、当日は、JR鶴見駅(東口)に午前8時
55分から午前9時40分までの間、会場ま
での送迎車をご用意いたしておりますの
で、ご利用ください。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。